

海外経済要録

国際機関

◇ IMF第2次改正協定発効

国際通貨基金(IMF)は4月1日、①同日付をもって第2次改正協定が発効したこと、および②同日付をもって第6次増資の発効要件が充足された旨加盟国に通知した。

このうち改正協定については加盟国総数の5分の3(80か国)以上、総投票権数の80%以上を占める加盟国が受諾し、IMFがその旨を各国に対し公式に確認通知した日付をもって全加盟国に対して発効することとされていたが、本年3月30日までに総投票権数の83.97%を占める97加盟国が受諾手続を完了し、IMFが4月1日付各國にて通知により改正協定が発効する運びとなったものである(改正協定の内容は51年5月号「要録」参照)。

一方第6次増資については、①改正協定の発効および②76年2月19日現在のクォーター総額の75%を占める加盟国からの同意通告が行われること(本年3月30日までに同クォーター総額の78.5%を占める85か国が同意通告済み)が発効要件とされていた(51年5月号「要録」参照)。今般この発効要件が備ったことに伴い各加盟国が自国に割当られた増資分を払込むと、各国にとって増資が発効することとなる。

なお、加盟国の増資払込み期限等は次のとおり。

- (1) すでに同意通告を行っている加盟国は5月31までに増資払込みを行うこと。
- (2) いまだ同意通告を行っていない加盟国は5月1日までにIMFにて同意通告を行う(この期限は延長されることもありうる)とともにIMFが同意通告を受領した日から60日以内に払込みを行うこと。

◇ IMF、SDRの価値決定方式を変更

国際通貨基金(IMF)は4月3日、SDRの価値決定に用いられる16か国通貨バスケットの構成内容等を変更し、来たる7月1日から実施する旨発表した。今次SDR価値決定方式の変更は1974年7月1日に通貨バスケットによるSDRの価値決定方式が採用されて以来初めての措置である(49年8月号「要録」参照)。

今次措置の概要は次のとおり。

- (1) 1978年7月1日以降SDRの価値決定に使用される主要16か国通貨バスケットの構成内容およびウエイト

を次のように変更する。

1. 1972年から76年までの財貨・サービスの輸出額に基づき、現行16か国通貨バスケットからデンマーク・クローネ、南ア・ラントを除外し、新たにサウジアラビア・リヤル、イラン・リアルを加える。
2. 新しい16通貨のバスケット内でのウエイトは次のとおり。

通貨別ウエイト

(単位・%)

通貨	現行	改正後
米ドル	33.0	33.0
西ドイツ・マルク	12.5	12.5
英ポンド	9.0	7.5
フランス・フラン	7.5	7.5
日本円	7.5	7.5
カナダ・ドル	6.0	5.0
イタリア・リラ	6.0	5.0
オランダ・ギルダー	4.5	5.0
ベルギー・フラン	3.5	4.0
サウジアラビア・リヤル	—	3.0
スウェーデン・クローナ	2.5	2.0
イラン・リアル	—	2.0
オーストラリア・ドル	1.5	1.5
ノルウェー・クローネ	1.5	1.5
スペイン・ペセタ	1.5	1.5
オーストリア・シリング	1.0	1.5

ハ. 1 SDR中に含まれる各通貨量は、各国通貨の1978年6月30日に終る3か月間における1米ドル当たりの平均為替相場に基づいて算出する。ただしそれは現行通貨バスケットに基づくSDR価値と新通貨バスケットに基づくSDR価値とがどの通貨建てで示そうとも、6月30日において全く同一となるよう調整する。

(2) またこの通貨バスケットについては今後5年ごとにその間の諸通貨の重要性の変化に対応させて調整する(第1回目は83年7月1日)。

イ. この調整は、理事会が異なる調整方法を採用する旨の決定を下さない限り、自動的に行われる。

ロ. 調整は、それ以前の5年間(1983年の場合なら1977~81年)の財貨・サービス輸出額の上位16か国の通貨をバスケットに含めるという形で行われる。ただし、通貨の入れ替えは、新たに組入れられる国の輸出額が、除外される国の輸出額を少なくとも1%以上上回ることを条件とする。

ハ. 各通貨のバスケット内でのウエイトは、同期間中

の財貨・サービス輸出額および加盟国が公的準備として保有している各通貨の総額をもとに見直しを行う。

米州諸国

△米国・西ドイツ両国、為替相場安定のための共同声明を発表

米国政府(ブルメンソール財務長官)および西ドイツ政府(マットヘーファー蔵相)は3月13日、為替相場安定化を企図して概要以下のような共同声明を発表した。

1. 両国は、最近の為替市場が為替相場の余りに急激な変動など時折混乱し、経済情勢の基調からみて妥当とされる状況を逸脱することがあったとの認識で一致をみた。

両国は為替市場の安定は信認(a climate of confidence)と高度な世界経済の安定とに依存していると考える。こうした条件は、いくつかの面においては進展がみられたもののいまだ十分とはいえない。すなわち、一部の国の成長率は依然望ましい水準を下回っているし、世界の多数の国では失業が依然として高水準の反面、インフレ圧力の持続からより高い成長を志向した政策をとれないでいる。

2. 両国は、為替市場の混乱を防ぐため、引き続き断固たる行動をとり、この目的のために緊密な協調関係を維持することを再確認する。

こうした協調的努力の一環として、

- ① ブンデスバンクと連邦準備制度は両者の間のスワップ取決め額を倍増(注)することに合意した。
- ② 米国財務省は、西ドイツ・マルクを購入するため600百万SDR(約740百万ドル)売却する手筈を整えた。
- ③ さらに米国は、IMFに保有するリザーブポジション(約50億ドルまでは自動的に引出し可能)を将来、外貨の追加的な取得が必要な際には引出すこととする。
3. 両国は、世界各国が保護主義的圧力に抵抗することが極めて重要であるということで合意した。両国は、他の交渉参加国と協力して多角的貿易交渉において建設的、包括的かつ速やかな成果を挙げるよう努めるとの搖ぎない決意を新たにした。
4. 両国は、ECおよびOECDの他の加盟国と共同で、各国およびこれら地域全体における今後の経済動向を綿密に注視していくことを確認した。西ドイツおよびその他の諸国の今後の経済政策の方向を決めるうえで1978年

第1四半期の経済動向がとりわけ重要であるが、経済諸指標をもとに政策の評価が出来るようになるには春も半ばすぎたころになるであろう。今後とも西ドイツおよび米国の経済政策は、自律的な景気の回復、着実かつインフレを伴わない経済成長、および外国為替市場の安定を断固志向していくこととなろう。これらの諸目標を達成するためには、全ての工業国との緊密な協力と協調が必要である。

5. エネルギー節約および新しい資源の開発のため迅速かつ確固たる措置をとることは優先的な課題である。ブルメンソール財務長官は、カーター大統領がエネルギー問題に対処するため強力かつ効果的な措置を実施する決意である旨再確認した。また同長官は、エネルギー法案が議会において最終的にどのような内容で承認されるかを評価するうえで今後数週間が重要なものであり、大統領はその評価に基づき短期的な追加措置が必要であるか否かを決定する意向である旨表明した。

6. ブルメンソール財務長官およびマットヘーファー大蔵大臣は、両国政府が今後数ヶ月間にわたってEEC、CECD、IMF等の場を通じて一連の協議を続けていくことを再確認した。これらの協議を通じて、十分な分析を行うための適切かつ協力的なわく組みが形成され、必要とあれば基本的な経済問題に対処するため追加措置が講じられることになろう。為替市場の混乱に対処するため、さらに追加的な措置が必要であるか否かについても

米国連邦準備制度のスワップ取決め額

(単位・百万ドル)

	取決め額
オーストリア国民銀行	250
ベルギー国民銀行	1,000
カナダ銀行	2,000
デンマーク国民銀行	250
英蘭銀行	3,000
フランス銀行	2,000
ドイツ・ブンデスバンク	4,000
イタリア銀行	3,000
日本銀行	2,000
メキシコ銀行	360
オランダ銀行	500
ノルウェー銀行	250
スウェーデン銀行	300
スイス国民銀行	1,400
国際決済銀行	1,850
(うちスイス・フラン分)	(600)
総額	22,160

引き続き慎重に見直していくこととなろう。

(注) この結果、連邦準備制度とブンデス銀行とのスワップ取決め額は従来の2,000百万ドルから4,000百万ドルに拡大された(これに伴い同制度の主要中央銀行14行および国際決済銀行とのスワップ取決め額は総額22,160百万ドルとなった)。

△米国連邦公開市場委員会、「外国為替操作権限」を改訂

連邦公開市場委員会(FOMC)は3月28日、「2月28日の会合において、ニューヨーク連銀が外国為替操作に当って保有を認められる外貨の総合持高(over-all open position<3月号「要録」参照>)限度額を従来の17.5億ドルから20億ドルに引上げる旨決定した」ことを明らかにした。

△米国、国庫債務臨時限度額を据置延長

カーター大統領は3月27日、3月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(3,520億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル、債務限度額総額では7,520億ドル)を7月末まで延長する法律に署名した。

政府原案では、臨時限度額を明年9月末までの期限付まで3,520億ドルから4,710億ドルへ1,190億ドル引上げる(債務限度額総額では8,710億ドルとなる)こととしていたが、議会審議の過程で上記のように単純延長のかたちに修正されたものである。

△カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は4月3日、公定歩合を8.0%から8.5%へ引上げ、翌4日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合引上げは3月9日(7.5→8.0%)に続く本年2回目のものである。

今次措置についてブイ総裁は要旨次のような声明を発表した。「今次措置は最近のカナダ・ドル相場の軟化傾向(注)に対処して行ったものである。かかるカナダ・ドルの軟化は季節的な経常収支の悪化や一時的な海外借入れの縮小などによる面もある。しかしカナダ銀行は、為替相場のフロートダウンを通じて余りに短期間に国際収支調整を図ろうとするとこれまでのインフレ抑制努力を損うことになり、カナダの国際競争力の回復にも役立たなくなるのではないかと危惧している。それゆえ、カナダ銀行としては、当面金融政策運営上カナダ・ドル相場の維持に高い優先度をおく所存である。」

(注) カナダ・ドル相場の推移(1カナダ・ドル当たり)

78年1月末	0.9030米ドル
2月〃	0.8967〃
3月〃	0.8814〃
4月3日	0.8795〃

△カナダ、米国において国債発行

カナダ政府は3月22日、米国市場においてカナダ政府債7.5億米ドルを発行(公募)した。その内訳は次のとおり。

期間	発行額	ターポン・レート	利回り
5年もの	2.5億米ドル	8.0%	7.95%
7.5年もの	2.5億米ドル	8.20%	8.20%
20年もの	2.5億米ドル	8.625%	8.65%

カナダ政府の米国における起債は1968年以来10年ぶりのことであるが、この目的は経常収支赤字のファイナンスのためとされている(クレーチン蔵相)。

欧洲諸国

△E C農相理事会、グリーン・フランス・フランの切下げ等を決定

1. E C農相理事会は3月7日、フランス政府の要請により、グリーン・フランス・フランを1.205%切下げ、翌8日以降実施する旨決定した。3月7日以降適用される新レートは次のとおり(カッコ内旧レート)。

$$\begin{array}{ll} 1 \text{ U C} = 6.0010 \text{ グリーン・フランス・フラン} \\ \quad \quad \quad (5.92874 \text{ ノ }) \\ 1 \text{ グリーン・フランス・フラン} = 0.166638 \text{ U C} \\ \quad \quad \quad (0.168670 \text{ ノ }) \end{array}$$

今次措置は、フランスの総選挙(3月12、19日)において左翼側が有利との見方から、一時、フラン相場が軟化したため緊急にとられたものである。

2. さらに同理事会は、国境調整金(グリーン相場と実勢相場の乖離を調整し、域内農産物統一価格を維持するためのもの、51年11月号「要録」参照)の算定基準を従来の前1週間から前3週間に暫定的(3月6日以降3月末まで)に拡大することを併せ決定した。これは、最近為替相場が不安定なこと、から「短期間では変動が激しすぎる」として、フランスから強い批判が出されていたことに対処してとられたもので、4月以降の算定基準は改めて検討されることとされている。

△E C委員会、1978年の域内経済見通しを発表

1. E C委員会は3月16日、本年の域内経済見通しを発表した。同委員会は昨年10月に域内経済に関する1978年の基本目標を発表していたが、今次見通しはその後の域内経済情勢の変化を織込んで見直しを行ったものである。本見通しによれば、78年の域内経済成長率は現行の各国経済政策を前提とする限り2.8%と基本目標(4~4.5%)を大きく下回るとされている。国別にみても英國、

アイルランドを除き軒並み基本目標を下回り、特に主要国である西ドイツとフランスの成長率が各3.1%、2.7%と基本目標(各4.5%)を大幅に下回っているのが注目される。一方、その他の基本目標である消費者物価上昇率、経常収支、失業率については、いずれも若干の改善が見込まれている。

2. 今回発表された域内経済見通しおよび各國別成長率見通しは以下のとおり。

(1) 域内経済見通し

	今次1978年域内経済見通し(78年3月発表)	1978年基本目標(77年10月発表)
実質成長率	2.8%	4~4.5%
消費者物価上昇率 (年末月の前年同月比)	6.9%	7~8%
経常収支	77年の黒字幅(5億ドル)を上回る黒字	若干の赤字ないしほぼ均衡
失業率	5.6%程度で横ばい	5.7%(6百万人)以下

(2) 各国別成長率見通し

	今次見通し (78年3月発表)	78年基本目標 (77年10月発表)
西ドイツ	3.1%	4.5%
フランス	2.7	4.5
英國	3.5	2.5
イタリア	1.7	2以上
オランダ	2.1	3を下回る
ベルギー	2.3	3.5
デンマーク	1.5	2
ルクセンブルグ	1.4	1.5弱
アイルランド	6.0	5を上回る

◇ブンデスバンク、手形買オペレーションの再開を決定

ブンデスバンクは3月10日、売戻し条件付手形買オペレーション(期間10日、適用利率は公定歩合<3.0%>とロンバード・レート<3.5%>の中間の3.25%)を再開(注)する旨決定した。今次措置につき、ブンデスバンクでは「3月の大納税期の金融ひっ迫に対処するための短期的措置として再開したものである」旨説明している。

(注) 本措置は77年9月23日に再導入の後、11月3日に再び打ち切られていたものである。

◇フランス、国民議会(下院)議員総選挙結果

1. 3月12、19日の両日にわたり実施されたフランスの国民議会(Assemblée Nationale)議員総選挙は、89議席差(前回96議席差)をもって与党側の勝利に終った。投票結果は次のとおり。

2. 今回の選挙結果は、基本的にはバール・プランの下で保守政権が対外バランスの回復、インフレの抑制にある程度成功を収め、しかも雇用増大、社会的不公正は正にも努力してきた点が評価されたものと受け止められている。また、保守派が勝利したとはいえ、共和国連合の退潮が目立ち、ジスカールデスタン大統領の基盤であるフランス民主主義連合(注)(与党内中道勢力)が大幅に伸長したことから、「今次選挙の最大の勝利者はジスカールデスタン大統領である」(Le Monde 紙ほか)といつた指摘もみられている。

なお、左翼系が、前回総選挙に比べ得票率および議席数を伸ばしてはいるが、投票前の「左翼有利」との大の方の予想にもかかわらず、結局過半数を制し得なかった最大の理由は、昨年9月の左翼共同綱領改訂作業の破綻による後遺症が

意外に根深かったためとみられている。第1回投票日の翌日、急きょ左翼内で選挙協定が結ばれたものの、遅き

	議席数		得票率(%)				
	前回	今回	(増減)	前回	今回	前回	今回
保守系	275	289(+14)		41.3	48.4	53.0	50.7
うち 共和国連合(R.P.R.)	184	150(△34)	-34	23.9	22.6	31.4	26.1
フランス民主主義連合(U.D.F.)	—	130	—	—	21.5	21.0	23.2
うち 共和党(P.R.)	54	71(+17)	+17	6.9	10.6	7.8	—
民主社会中道派(C.D.S.)	23	35(+12)	+12	3.7	6.0	3.9	—
その他	14	9(△5)	-5	6.8	4.3	0.7	1.4
左翼系	179	201(+22)	+22	46.2	49.5	47.0	49.2
うち 社会党(P.S.)	89	104(+15)	+15	18.9	22.5	25.1	28.3
左翼急進運動(M.R.G.)	11	10(△1)	-1	1.3	2.1	—	2.3
共産党(P.C.)	73	86(+13)	+13	21.3	20.5	20.6	18.6
その他	6	1(△5)	-5	4.8	4.4	1.3	—
その他*	36	1(△35)	-35	*12.4	**2.1	—	—
計	490	491(+1)	+1	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 前回…1973年3月4日、11日実施。
2. 前回の議席内訳は、選挙により確定したもの。その後党員の移動等のため、解散直前の議席内訳とは一致しない。
3. *印は中道派(改革者運動)分。しかし色彩は与党寄り。
**印の大半は環境保護派分。

に失し、中間層の離反を喰い止めるには至らなかった。

(注) 本年2月1日、シスカールデスタン大統領支持派の共和党(Parti Républicain : PR)、民主進歩中道派(Centre des Démocrates Sociaux : CDS)、急進党(Parti Radical : PR)の3党を結集して編成、選挙結果の判明した3月20日には3党の指導者会議を開き議会内統一グループ化を志向する旨決定、同25日、ルカニュエCDS党首を総裁に選出している。

◇フランス銀行、期日物売戻し条件付オペを全面再開

フランス銀行は3月20日、2月3日以降停止してきた1か月物売戻し条件付オペを再開(3か月、6か月物については2月13日に再開済み、3月号「要録」参照)、これにより、期日物売戻し条件付オペの一時停止措置は全面解除されることになった。これは、フラン相場が総選挙における与党勝利に対する好感もあって中旬以降上昇に転じており、フランス銀行の市場介入金利引下げが可能(注)との見通しが強まったためにとられたものである。

(注) フランス銀行の市場介入金利(翌日もの)推移(単位・%)
1/25 2/7 2/10 3/20 3/30
8.75 → 10.25 → 10.5 → 9.5 → 8.875

◇英国、住宅金融協会、住宅抵当貸付わくを削減

1. 住宅金融協会は、3月10日、4月から6月までの3か月間、住宅抵当貸付わくを従来の月間720百万ポンドから650百万ポンドへ約9.7%削減すると発表した。

これは、最近の住宅価格急騰(注)にかんがみ、政府、英蘭銀行が、住宅金融協会に対して住宅抵当貸付を抑制するよう指導を強めていることに応えたもので、本措置により融資件数は過当たり約1,400件減少するものと予想されている。

2. 政府は、「今回の措置によっても住宅価格鎮静効果が現れない場合には、さらに貸付わく削減を強化することもあり得る」(ショア環境相)としているが、住宅金融協会内部には、「住宅価格の値上りはディマンド・プルによるものではなく資材や人件費などのコスト上昇に基づくものであり、貸付わく削減は望ましくない」(ストラドリング住宅金融協会連合会副会長)といった批判の声があがっており、また新規着工を抑制すれば既存家屋の価格上昇が避けられないこともあって今回の措置の効果を疑問視する向きも多い。

(注) 英国の住宅価格の推移

	平均価格	前年比上昇率
1977/9月	14,249ポンド	5.3%
10〃	14,402	7.8
11〃	14,580	7.5
12〃	14,701	9.6
1978/1月	14,824	11.1
2〃	14,610	11.5

(The Times/Halifax 社調べによる)

◇英国、ポンド建て輸出・船舶金融優遇措置を改訂

英国政府は、すでにポンド建て輸出・船舶金融優遇措置を4月1日から改訂することを明らかにしていたが(1月号「要録」参照)、さらに3月17日、このうち対EC域内向け輸出分については原則としてこれら優遇措置のうち低利の固定利付金融を撤廃(注)し、同じく4月1日より実施する旨発表した。

これは、現行のECGD(輸出信用保証局)を通ずる固定利付金融は、政府援助による不公正な輸出競争条件を禁じたEC条約第92条に違反するとのEC域内諸国からの批判に応えて採った措置である。もっとも、現在のEC域内諸国向け輸出のうち本制度によるものは約1%程度にすぎず、影響はほとんどないとみられる。

(注) ただし、EEC造船基準に条件が合致した船舶に対する金融優遇措置は従来通り認められる。

◇英国政府、雇用促進対策を発表

1. 英国政府は3月15日、臨時雇用補助金制度(Temporary Employment Subsidy、<50年9月号「要録」参照>)を一部手直しのうえ延長することなどを内容とする総額3億ポンドの雇用促進対策を発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 臨時雇用補助金制度(Temporary Employment Subsidy)

本制度を78年4月から1年間継続する。ただし今後は、臨時雇用補助金を受ける企業には、受給開始後12か月以内に雇用創出計画を提出することを義務づける。また、織維、衣料品、履物の各メーカーについても受給対象となる労働者は一定割合(78年9月末まで70%、それ以後50%)を超えてはならない。

一方、前記の3業種のうち、人員整理を繰延べて臨時雇用補助金制度の適用を受ける代りに、操業短縮を実施した企業については、従業員に対し75%の所得補償を行う(当制度も人員の上限は前記に準ずる)。

(2) 小規模企業雇用補助金制度(Small Firms Employment Subsidy)

78年7月1日より、本制度の適用範囲を従来の50人未満から200人未満の企業にまで拡大する(これによる雇用増は7万人と見込まれる)。

(3) 失業者救済計画(Job Release Scheme)

同計画(年金受給資格<男65歳、女60歳>に達する1年以内に勇退して失業中の者と交代する労働者に対し、手当を支給)の対象地域を現行の指定地域から大ブリテン島全島にまで拡大する(これによる雇用増は2.1万人と見込まれる)。

2. ブース雇用相は今次措置の発表に当り「79年3月までにこれら一連の措置により32万人ないし40万人が恩恵をこうむることになろう」とコメントしている。

◇英国政府、「北海石油白書」を発表

1. 英国政府は3月21日、北海石油収入の使途をテーマとする「北海石油白書(原題 The Challenge of North Sea Oil)」を発表した。白書は昨年来、政府、産業界、金融界、労働界から出された議論を踏まえ、労働党政府の公式見解を示したもので、石油収入の使途としては、政府のイニシアティブに基づく①産業投資、②産業の生産性向上・効率化、③エネルギー節約・開発投資、④基本的公共サービスの拡充、の4項目が掲げられている。

2. 白書の概容は次のとおり。

(1) 北海石油のもたらす利益予想

① 北海石油生産のG N Pに対する寄与は80年までに45億ポンド(77年価格、以下同じ、<現在のG N P水準の3%強>)に達し、80年代半ばには年60億ポンドにまで増大する。

② 北海石油関連の政府歳入は80年代半ばには年40億ポンドが見込まれる。

③ 北海石油による国際収支改善効果は、80年で年55億ポンド、80年代半ばには年80~90億ポンドに達する。

(2) 北海石油収入の望ましい使途

① 国営企業公社(N E B)など公共部門の活動強化を通じて、英国経済のパフォーマンス強化に役立つ業種(主に製造業)を中心に産業投資を拡充させる。

② 産業界の生産性を向上させ、内外需要の増大に十分応じられるような効率的な生産体制を構築させる。

③ 代替エネルギーの開発や、現有エネルギー源の節約に役立つような投資を増加させる。

④ 港湾整備、都市再開発、若年層職業訓練、生涯教育、などの基本的公共サービスを拡充させる。

(3) 減税について

北海石油収入を個人減税の財源として用いれば、確かに、短期的には経済成長を高めることにはなるが、その際景気をリードすることになる個人消費の活発化は、国内産業を刺激するよりむしろ輸入増大に結びつく可能性が強く、結局長続きしない。投資の増大と生活水準の向上は相互に補完し合うものであり、安易な減税策は好ましくない。

(4) 「北海石油基金」構想について

北海石油の収入を産業投資等に振向けるため、「北海石油基金」を創設し、ほかの財政資金と区別すべき

だと構想が一部にみられたが、将来の資金利用の優先順位を固定してしまう基金形式よりも、毎年、北海石油収入の利用状況について議会に報告書を提出する形式が望ましい。

3. 北海石油の収入の使途については、これを英國経済の体質改善に役立てて長期的利益を引出すようにすべきであるとの点では英国内にほぼコンセンサスができ上がっていた。しかしながらその具体的方策に関しては、議論が分かれ、「対外債務の返済や対外投資など海外部門に活用すべきである」(英蘭銀行、金融界)、「減税により国内需要を喚起して企業収益を向上させ企業の自主的な設備投資増大を図るべきである」(保守党、産業界)等の主張もみられる一方、労働界ならびに労働党政府は「製造業への直接投資」を主張していた。今回発表された白書はこれら見解のうち労働界ならびに労働党政府の意向(注)がとり入れられた形となっており、このためマレー T U C (労働組合評議会)書記長は「経済運営目標を正しく把握したもの」との評価を下しているが、グレンボロー C B I (英國産業連盟)会長は「政策的な選別投資は好ましくない」として白書の見解を批判している。

(注) 労働党内でも左右で意見に若干の相違があり、ベン・エネルギー相を中心とする労働党左派は石油収入を専ら製造業への直接投資に振り向け、政府の産業界に対する支配力を強めることを主張していたが、白書ではとり得べき多種類の方策を掲げており、「労働党政府主流であるヒーリー蔵相ら右派の考え方方に近いもの」(フィナンシャル・タイムズ紙)と受け止められている。

◇イタリア、第4次アンドレオッティ内閣発足

1. イタリアでは、1月16日に第3次アンドレオッティ内閣が総辞職後、同月19日にレオーネ大統領はアンドレオッティ前首相を重ねて首班に指名していたが、同氏は主要野党および労組と2か月に及ぶ協議を重ねた末、3月11日キリスト教民主党(D C)少数単独内閣を組閣、16日の上下両院による信任を受けて正式に発足した。

今次内閣は、20閣僚中11名が留任、7名が担当変更、新閣僚は2名という新味のない顔ぶれとなっているが、うち主要閣僚は以下のとおり。

首 相 Giulio Andreotti(留任)

蔵 相 Filippo Pandolfi(前経済相)

経 済 相 Franco Maria Malfatti(前文部相)

予 算 相 Tommaso Morlino(留任)

外 国 貿 易 相 Rinaldo Ossola (〃)

外 相 Arnald Forlani (〃)

2. 今次内閣は前内閣同様少数与党キリスト教民主党と4野党(共産党、社会党、社会民主党および共和党)(注)との政策協定締結(3月初)に基づき成立したもので、4野党的協力は、①事前協議の緊密化により、政府の政策立

案に対する4野党の関与を強める、②議会内に各党代表者から成る委員会を設置し、政策協定の実施状況を監視する、③今次内閣を本年末の大統領選挙までの暫定的なものとする、ことが条件とされている。今回の与野党政策協定の特色は、政府案に対し今後4野党が積極的な支持票を投げる(前内閣では棄権による消極的協力)とされている点で、これにより共産党は、前内閣を解散に追込む原因となった閣内参加要求は取下げたものの、事实上の議会内与党入りを果たし、「歴史的妥協」路線をさらに一步進めたかたちとなった。

(注) 昨年7月の与野党政策協定に参画していた自由党は、共産党の議会内与党入りを不満として今回の協定締結は拒否。

◇イタリア政府、企業の社会保険負担軽減措置を延長

イタリア政府は3月30日、同月末をもって期限切れとなる企業の社会保険負担軽減措置^(注)を5月末まで2か月間延長する旨決定した。

(注) 社会保険料企業負担の一部(現在労働者1人当たり月額24,500リラ)を国庫が肩代りすることにより、企業の労働コストを軽減する措置(77年2月導入、52年3月号「要録」参照)。当初本年1月末を期限としていたが、78年度(1~12月)予算の成立の遅れから、小刻みな延長(3月号「要録」参照)となっている模様。

◇イタリア、市中金融機関に対する量的貸出規制を延長
1. イタリア銀行は3月31日、78年3月末をもって期限切れとなる市中金融機関に対する量的貸出規制(76年10月15日導入、51年11月号および52年4月号「要録」参照)を7月末まで延長する旨決定、発表した。規制内容は以下のとおり(なお、対象となる金融機関および貸出は従来どおり)。

78年5月末および7月末の対象貸出残高を基準残高(76年3月末~9月末の各月末時点での貸出残高の平均)比、次の増加率に抑える。

78年5月末 +26% 7月末 +30%

2. 今回の措置につきイタリア銀行では、「延長を短期間にとどめたのは、昨秋來の政治的混乱により78年度予算がいまだ成立していないこと、およびここへきて個人消費の若干の回復、在庫調整の進展等、実体経済面にやや回復の兆しがみえていることにかんがみ、先行きの情勢変化に備えるためである」旨コメントしている。

◇オランダ銀行、市中貸出規制の継続を発表

オランダ銀行は3月30日、昨年5月に再導入した市中貸出規制(52年6月号「要録」参照)を今後さらに1年間継続実施することとし、その場合の79年3月末までの短期信用増加率を8%とする旨発表した。なお四半期別の

増加率については未詳。

本措置につき、オランダ銀行は「これまでの市中貸出規制により、流動性の増加抑制に効果を挙げてきたが、78年も引き続きマネーサプライをコントロールすることが必要である」とコメントしている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は、3月中2度にわたり公定歩合の引下げを発表した(発表日3月15日、29日、通計1%ポイント)。引下げ幅等は以下のとおり(年利・%)。

実施日 3/16 3/30

(1) 再割引歩合(公定歩合) 6.5 → 6.0 → 5.5

(2) 債券担保貸付歩合

イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利 6.5 → 6.0 → 5.5

ロ. 貸付限度わく外の高率適用金利 6.75 → 6.25 → 5.75

2. 今次一連の公定歩合引下げは、このところベルギー・フラン相場が堅調に推移する一方、ベルギー経済が、個人消費の伸び悩み、民間設備投資の停滞、失業の増大等、依然低迷を続いている状況にかんがみ採られたもので、金利負担の軽減による企業マインドの回復を通じた実体経済の浮揚をねらったものとみられている。

なお、3月中第1回目の公定歩合引下げまで昨年12月のベルギー・フラン対ドイツ・マルク相場軟化時にとられた緊急措置(公定歩合の2度にわたる引上げ、通計3%ポイント)は完全に解除されたことになる。

◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくの増額を決定

デンマーク中央銀行は3月10日、商業銀行等に対する市中貸出限度わくを以下のとおり増額する旨発表した。

(1) 増わく額……従来の市中貸出わく約1,000億クローネを3%(約30億クローネ)増額して約1,030億クローネとする。

(2) 実施期間……2月28日(そ及実施)以降当分の間。

今次措置は、商業銀行等の貸出額が従来の限度わくを上回るなど、実情にそぐわくなっていたため採られたものとみなれている。

◇スウェーデン、価格規制対策を発表

スウェーデン政府は3月21日、国内企業が今後製品価格の引上げを実施する場合には、価格・カルテル委員会(Price and Cartel Board)の事前承認を必要とする旨発表した。同委員会の承認がなければ、企業は少なくとも1か月間は価格引上げを図ることはできないこととなる。

同国では、価格凍結措置(77年8月末のスウェーデン・クローナ10%切下げに伴い10月末まで実施)解除後、これまで具体的な価格抑制策を打出していなかったが、今次措置は企業による生産コストの製品価格への転嫁を規制するためのものとされ、Linder通商相は、本措置発表のコミュニケーションのなかで、「企業は賃金コストの上昇を製品価格引上げではなく、生産性の上昇によってカバーすべきである」とコメントしている。

◇ノルウェー、資本財輸出に対する支援策を発表

ノルウェー政府は3月13日、資本財輸出に対する支援策を発表した。これは資本財の輸出金融に伴う利子補助金の支給および輸出時の為替差損の補てんを主な内容とするもので、78年中の支出予定額は総額約90百万クローネ。

本措置は同国資本財輸出の国際競争力が生産コストの上昇等から弱まっているため採られたものとされている。

◇フィンランド、公定歩合を引下げ

フィンランド政府は3月29日、フィンランド銀行の公定歩合を1%引下げて7.25%とし、5月1日以降実施する旨発表した。フィンランドの公定歩合変更は77年10月1日の引下げ(9.25→8.25%、52年10月号「要録」参照)以来のことである。

今次引下げ措置は、昨年末以降発表された一連の経済政策(1月号、2月号「要録」参照)の一貫とされており、同国の景気回復を促進し、現在高水準にある失業を低下させるために採られたものとみられている。

◇スペイン、中央銀行総裁を更迭

スペイン政府は3月2日、José María López前中央銀行総裁の辞任を認めるとともに、後任総裁に前経済企画庁長官(Secretario de Estado para la Coordinación y Programación Económica)のAlvarez Rendueles氏を任命した旨発表した。同氏は1940年6月17日生まれ、38歳、マドリッド大学卒業後、Autónoma大学教授を経て、農林省、総理府勤務などを経験している。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、支払準備率を引上げ

韓国銀行は、金融機関の支払準備率を3%引上げることを決定、2月23日以降実施することとした(ただし、3か月間にわたり毎月1%ずつ引上げ)。これは、国際

取支の好転と政府の米の買上げ代金支払い等に伴いこのところ通貨供給量が一段と増大している(マネーサプライ<M₂>前年比増加率、12月末+38.1%→1月末42.5%)ところから、金融機関の余剰流動性を吸収することをねらったもの。なお、今回より水産業協同組合・同中央会に対しても、韓國銀行との取引開始に伴い支払準備率の適用を開始(3月号「要録」参照)。

新しい支払準備率

(単位・%)

	2/23～ 3/22日	3/23～ 4/22日	4/23(現行) 以降
商業銀行			
要求払預金	25	26	27(24)
貯蓄性預金	18	19	20(17)
農業協同組合・同中央会			
要求払預金	19	21	22(17)
貯蓄性預金	14	16	17(12)
水産業協同組合・同中央会			
要求払預金	18	19	20(—)
貯蓄性預金	13	14	15(—)

◇韓国、住宅予約不特定満期定期預金制度を新設

韓国では、近年所得水準の向上を映し住宅購入需要が旺盛なため、分譲住宅の入居者募集に際しては投機筋の応募が殺到し低所得者層の購入が困難な状況となっている。このため韓国政府は、①投機的購入を規制し低所得者層の実需者に住宅を供給する一方、②民間の余裕資金を吸収することを目的として、「住宅予約不特定満期定期預金」制度を新設(2月4日実施)し、当預金の預入者に対し公共・民間分譲住宅購入の優先権を付与することとした。概要は次のとおり。

(1) 最低預入額…応募する住宅の面積に応じ2~5百万ウォンを韓国住宅銀行に設定される同預金に預入する。

住宅面積	25坪以下	2百万ウォン
	26~30坪	3〃
	31~40坪	4〃
	41坪以上	5〃

(2) 最低預入期間…3か月

(3) 利子率…3か月以上6か月未満12.6%、6か月以上1年未満13.2%、1年以上13.8%(いずれも既存の不特定満期定期預金と同一金利)。

(4) 預入資格…扶養家族を有する者

(5) 特典…公共・民間分譲住宅の購入に際し、同預金の預入者を優先する。なお経過措置として、同預金制度

発足後3か月間は最低預入期間(3か月)に満たない預入者に対しても優先権を付与する。

◇台湾、銀行法を一部改正

台湾では、77年12月、「銀行法」の一部を改正、12月29日から実施した。同国「銀行法」は、75年7月に大幅改正されたが、今回の改正は貯蓄増強、銀行監督の強化が主たるねらい。

改正点は以下のとおり。

(1) 貯蓄促進措置

イ. 貯蓄預金の預入限度額を廃止(従来1人当たり預入限度額は100万元<第9条改正>)。

ロ. 貯蓄預金の中途解約は、従来原則的に禁止されていたが、預金者の都合によりやむを得ない場合は、これを認めることに改正(第79条改正)。

ハ. 信託投資会社の賠償準備率(注)の運用を弹性化(賠償準備率は従来総契約額の20%に固定されていたが、10~20%の範囲で中央銀行が適宜決定することに改正<第103条改正>)。

(2) 罰則規定の強化、明確化

イ. 銀行が、諸規定に違反した場合ただちに罰金を課すことと改訂(従来は、銀行に対し一定の猶予期間を与え、この期間内に違反が是正されない場合に限り罰金を賦課<第132条改訂>)。

ロ. 規定に違反し処罰された銀行が一定期間内にそれを改善しない場合の処罰限度を当該違反行為に対して当初課した罰金の5倍までと明確化(従来は、「さらに処罰できる」とのあいまいな規定<第136条改訂>)。

(3) その他

イ. 政府設立の銀行については、専業とするところや、銀行の種類を名称の中に表示する義務を解消(台湾信託局など政府設立の金融機関については、その名称の中で銀行を名乗らないものもある実態を追認したもの<第20条改訂>)。

ロ. 銀行の役職員の兼職禁止(今回新たに法制化<第35条に追加>)。

(注) 法令規定違反等により、信託投資会社が受益者に損害を与えた場合の賠償支払準備として、中央銀行に現金や債務を供託する制度。

◇台湾、1978年の経済目標を発表

台湾当局は3月、1978年の経済目標を発表した。これによると、本年は経済建設6か年計画の第3年目に当る重要な年であるとして、実質経済成長率を8.8%(前年8.1%)に高めるなど意欲的な目標を打ち出している。これは、

①輸出が、最近の円、マルク高に伴う国際競争力の向上(台湾元は対米ドル固定相場制)や先進諸国の景気回復期待から前年比14.3%増の伸長を見込み得ること、②国内投資は、公共投資について政府大型プロジェクトの一巡から前年比8%増と増勢鈍化は避けられないものの、民間投資については、輸出拡大見通しのもと設備更新投資や新技術導入に伴う投資の盛上りから前年比16%の大幅増が期待できるため、全体では前年比11%増の伸びを見込んだこと、等の事情によるもの。この間、物価については各種安定策を実施して、消費者物価は前年比5.4%増、卸売物価は前年比5%増に抑制の計画。

台湾の1978年経済計画

(単位・前年比増加率・%)

		1978年 目標	1977年実績 (暫定)
G	農林水産業	8.8	8.1
N	鉱工業	1.7	2.7
	うち製造業	12.5	9.5
	建設業	13.2	9.7
	電気・ガス・水道	10.6	8.8
P	運輸・通信業	10.1	9.0
	その他サービス業	11.4	10.0
		6.0	6.5
G	個人消費支出	7.9	5.9
N	政府の財貨サービス経常購入	6.1	n.a.
E	国内総固定資本形成	11.3	7.6
	財貨・サービスの輸出	9.4	9.8
	(控除) 財貨・サービスの輸入	10.5	8.1
物	C P I	5.4	5.9
価	W P I	5.0	4.4
	1人当たり国民所得 (名目、ドル)	1,318	1,079
	通関輸出 (名目、百万ドル)	10,700 (14.3)	9,360 (14.6)
	〃輸入 (名目、百万ドル)	10,100 (18.7)	8,512 (12.0)
	貿易収支 (名目、百万ドル)	600	848

(注) カッコ内は前年比増加率・%。

◇香港、1978年度予算案を発表

1. 香港政庁は3月1日、1978年度(1978年4月~79年3月)予算案を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 財出は総額102.7億香港ドル(前年度当初予算比+24.5%、同実績見込み比+25.8%)と大幅増加。これは、住宅、運輸・道路・土木等公共投資関係支出が前年に引き続き著増していることによるもの。

(2) 歳入は102.5億香港ドル(前年度当初予算比+23.7%、同実績見込み比+10.9%)。内需を中心に比較的順調な景気拡大(実質経済成長率見通し9%)を見込んでいるため、かなりの增收を想定。税制面では総じて小幅の手直しにとどめている(注1)なかで、今まで非課税とされていた金融機関のoffshore業務所得に対する課税の可能性を示唆していることが注目される(注2)。

(3) この結果収支じりではほぼ均衡するかたち(20百万香港ドルの歳出超)。

同予算案に対する反響をみると、当初懸念されていた法人税の引上げが見送られたこともあり、「バランスのとれた妥当なもの」、「印紙税の減税措置(注1参照)は証券市場を刺激する効果があろう」と総じて歓迎されている反面、ファイナンス・カンパニー筋ではoffshore業務所得に対する課税方針に対して不満を示す動きが多い。

(注1) 主な改正点は次のとおり。

(1) 印紙税の減税

イ. 小切手の使用、輸出入業者・旅行者の行う外国為替取引等に対する印紙税の廃止。

ロ. 株式取引に対する印紙税率の引下げ(取引額の0.8%→0.6%)。

(2) 輸入たばこ消費税の引上げ(1ポンド当たり18.5→20.15香港ドル)。

(3) 自動車登録税の引上げ(高級車<1台2万香港ドル以上>のみ対象、30%→35または40%)

(注2) 政府は3月3日、同所得に対しても法人所得への一般税率(17%)を課すことを中心とする内国税条例修正法案を発表(同法案は近く立法院に提出される予定)。

2. なお上記予算案発表に際して、77年の経済実績および78年の経済見通しが発表された。これによると77年の実質GDP成長率は12%と、地下鉄、公共住宅、工業用

香港の1978年度予算

(単位・百万香港ドル)

	1978年度予算		1977年度実績見込み	
	金額	構成比	1977年度当初予算比増加率	1977年度実績見込み
歳出	10,266	100.0	24.5	8,160
うち教育	1,918	18.7	15.7	n.a.
住宅(注)	1,831	—	79.7	n.a.
国防・治安	1,494	14.6	13.4	n.a.
運輸・道路・土木	1,288	12.5	33.7	n.a.
医療・衛生	891	8.7	14.1	n.a.
社会福祉	535	5.2	23.6	447
歳入	10,246	—	23.7	9,235
収支じり	△ 20	—	—	1,075

(注) 一般会計以外の関連支出を含む。

香港の1977年経済実績と1978年経済見通し

(単位・前年比増加率・%)

	1977年実績 (暫定)	1978年見通し
実質 G D P	12	9
うち個人消費支出	15	10
政府経常支出	13	14
国内総固定資本形成	25	15
うち(工業設備投資)	(17)	(10)
(建設)	(34)	(20)
輸出	5	5
(控除)輸入	8	9

地造成等公共事業の活発化と個人消費の盛上がりを主因に改訂見通し(昨年9月、7%から8%に上方改訂)を大きく上回った。78年については、世界景気の停滞、繊維等主要輸出品に対する輸入規制の強まりから輸出が引き続い低い伸びにとどまるほか、個人消費、設備投資等も増勢鈍化が予想されるため9%(実質)と前年をやや下回る成長が見込まれている。

◇香港、外銀支店の開設認可再開等の方針を発表

香港政府は3月15日、これまで凍結してきた外銀支店の開設認可の再開、ファイナンス・カンパニーに対する規制強化に関する方針を発表した。政府によれば本措置は、預金者の保護、経済発展に対応する金融サービスの強化、国際金融センターとしての香港の発展の確保を目的としたもの。

(1) 外銀支店の開設認可再開

政府は1965年以来銀行の新規営業は原則として認めないとの方針を厳格に適用してきたが(注)、今後国外系銀行に限り下記の3つの基準を満たすことを条件として各行1か店の支店開設を認める旨発表。

(認可基準)

イ. 金融機関に対する当局の監督制度が十分整備されている国の銀行で、かつその国の当局が申請銀行の香港支店設置を許可していること。

ロ. 相当程度の規模を有する銀行であること(資産総額は最低30億米ドル)。

ハ. 申請銀行所在国と香港とが金融において互恵的な関係にあること。

(注) 1965年以来現在までに例外的に支店開設を認可された銀行は1行(バークレイズ国際銀行<英>)のみ。

(2) ファイナンス・カンパニーに対する規制強化

銀行と同様の業務を営みながらファイナンス・カンパニーに対する規制が銀行と比べかなり緩やかである

ため、下記の規制を導入すべく近々 Deposit-taking Companies Ordinance(通称ファイナンス・カンパニー規制法)の修正法案を立法院に送付する旨発表。
(規制内容)

- イ. 銀行監督官への月次報告書の提出。
- ロ. 銀行監督官による定期的な検査の実施。
- ハ. 流動性準備率規制の適用。

◇タイ、バーツの米ドル・リンク制を廃止

タイ中央銀行は3月8日、バーツの米ドル・リンク制を廃止し、通貨バスケット方式^(注)を採用する旨発表、3月9日より実施した。

同国は、1963年10月、1米ドル当り20.80バーツのIMF平価を設定(中銀介入点は上下各1%)、その後73年7月、平価を1米ドル当り20.00バーツに切上げ(同時に中銀介入点を上下各2.125%に拡大)、75年11月以降為替平衡基金(Exchange Equalization Fund)を通ずる市場介入により事実上1米ドルを20.40バーツに固定してきた。しかし、最近の米ドル相場の急落にかんがみ、バーツの対外価値の安定を維持するため本措置の実施に踏切ったもの。もっとも、当面、タイ中央銀行は引き続き為替平衡基金を通じる対商業銀行米ドル売買レートを従来のレート(仲値1米ドル当り20.40バーツ)に維持しているため、外国為替銀行の対顧客売買レートも1米ドル当りbuying 20.30バーツ、selling 20.45バーツのままで変更されていない。

^(注) 貿易および決済ウエイトによる複数通貨(米ドル、ドイツ・マルク、日本円等15通貨といわれる)の加重平均と発表されている。

◇タイ、輸入関税を引上げ

タイ政府は3月8日、奢侈品を中心とする141品目の輸入関税引上げを発表、翌日から実施した。

同国では、77年に貿易収支が約10.5億米ドルの赤字(76年は6.0億米ドルの赤字)を記録。本年も昨年の干ばつ被害により主要輸出品である農産品(米、とうもろこし、タピオカ等)の輸出余力が乏しく、赤字幅の一層の拡大が懸念されている。このため貿易収支改善対策として、すでに本年2月1日、18品目の輸入禁止措置(3月号「要録」参照)が実施されているが、本措置はこれをさらに拡大補完するもの^(注)。

主要品目の輸入関税引上げ状況は次のとおり。

	旧税率	新税率
乗用車	80%	150%
その他自動車	60	80
モーターサイクル	40	60

繊維・衣料品	40~80	60~100
カラーテレビ	80	100
ラジオ	50	60
エアコン	30	80
テープレコーダー	30	50~60
その他家電製品	60	80
バター、チーズ	60	80
ガラス製品	30~50	60~80

^(注) 現在すでに輸入が禁止されている品目(乗用車、モーターサイクル等)については、禁止措置実施以前にI/C開設済みのものおよび船積み出港していたもの(これらは禁止措置の適用外)について適用される。

◇シンガポール、1978年度予算案を発表

シンガポール政府は2月27日、1978年度(78年4月~79年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案に関連して、Hon Sui Sen蔵相は、先進国の景気低迷下、昨年並みの経済成長(実質GDP成長率7.8%)を達成するためには注意深い政策運営が不可欠である旨強調、技術集約型製品の輸出促進に注力する一方、景気刺激策として所得税や法人税の引下げを実施する旨表明した。

予算規模は前年度比+5.5%(前年度同+7.3%)と比較的低い伸びにとどまっているが、概要は次のとおり。

(1) 経常予算

経常収入は、自動車登録税、電話税等の増税にもかかわらず、個人所得税の引下げ(平均14.8%)、倉庫業や地場商品輸出業等の法人税引下げ、アジア・ダラー勘定における海外からの配当金に対する課税撤廃等の減税措置(「要録」別項参照)により税の增收があまり期待できないことから、前年度比+9.1%(前年度同+8.2%)となる見込み。一方、経常支出も、オイル・ショック後の不況時における開発支出拡大に伴う公的借入の返済期到来から、公的債務返済が急増(前年度比+49.0%)するものの、社会・経済部門や国防・治安部門の支出抑制に努めたことから、前年度を下回る伸び率(前年度比+9.1%、前年度同+11.0%)にとどまった。この結果、経常収支じりは前年度をわずかながら上回る黒字(6.7億シンガポール・ドル、前年度同6.1億シンガポール・ドル)。

(2) 開発予算

開発支出は、前年度と同様公共住宅建設に重点的な配分(開発支出総額の33%)がなされているが、全体としては前年度並み(前年度比+1.7%)に抑制されている。一方、この財源は、前年度同様経常予算からの繰入れのほか、国内および海外からの借入や開発基金

の取崩しで賄われている。

シンガポールの1978年度予算案

(単位・百万シンガポール・ドル)

	1978年度	前年度比 増減(%)
経 常 収 入	3,668	9.1 %
経 常 支 出	3,002	9.1
うち 社会・経済部門	1,007	- 1.7
国防・治安部門	1,009	- 4.0
公的債務返済	732	49.0
経 常 収 支 ジ リ	666	9.0
開 発 収 入	2,755	1.7
うち 経常予算繰入れ	666	9.0
内外借入等	1,428	- 5.1
開 発 支 出	2,755	1.7
うち 経済部門	1,186	0.9
社会部門	1,340	3.8

◇シンガポール、税制を改正

シンガポールの Hon Sui Sen 蔡相は、2月27日の予算演説において、①国民の勤労意欲を高め、民間消費を刺激するための個人所得税の引下げ、②本年の輸出伸び悩み見通しに対応して工業開発投資や建設投資を促進するための法人税の引下げ、③アジア・ダラー市場育成のための利子課税の緩和など一連の減税措置を実施する反面、こうした措置に伴う税収減を補うため自動車登録税、電話税等は引上げる旨発表した。新税制の概要は次のとおり。

(1) 個人所得税の引下げ

所得額に応じて課税率を7.8~18.8%(平均14.6%)引下げる(78課税年度から実施)。

(2) 特定業種の法人税引下げ

倉庫会社、特定のシンガポール地場製品を輸出する企業、国際業務の技術・サービス導入に貢献する企業等に対する法人税を向う5年間40%から20%に軽減する。

(3) 投資減税制度の導入

特定の製造業プロジェクトに対し、新規固定資本投資額の一定割合(10~50%)相当額を課税所得から控除する。

(4) アジア・ダラー取引上の免税措置

ACU(Asian Currency Units)銀行が海外から受取る配当金は非課税扱いとする(従来課税率30%、79課税年度から実施)。

(5) その他の減税措置

シンガポールに送金される個人の海外収入に対する最高課税率の引下げ(55→40%)、保険会社の海外再保險業務から生ずる所得の免税(従来30%)等。

(6) 増税措置

自動車登録税引上げ(100→125%)、自動車免許税引上げ(年間10→20シンガポール・ドル)、娯楽税(映画、遊園地等)引上げ(20→25セント)、電話税引上げ(15→20%)、カラーテレビ保有税引上げ(年間36→54シンガポール・ドル)、航空税(マレーシアおよびブルネイ向けのみ)引上げ(1人当たり2→4シンガポール・ドル)等。

◆インドネシア、ブルタミナのシンジケート・ローンを借換え

インドネシア中央銀行は、本年1月24日および30日、同国国営石油会社ブルタミナの経営危機救済策の一環として75年6月および11月、邦銀および欧米銀行グループから借り入れたシンジケート・ローン(50年10月号および12月号「要録」参照)の返済残額合計575百万ドルにつき、当初よりかなり有利な条件で借換える契約に調印した。概要は次のとおり。

(1) 1月24日調印分

借換え額 500百万ドル(当初借入額850百万ドル)
金 利 LIBOR +1‰(当初、LIBOR +1‰)
期 間 3年据置の7年償還(当初、2年据置の5年償還)

貸 し 手 Morgan Guaranty Trust を幹事とする
欧米銀行グループ

(2) 1月30日調印分

借換え額 75百万ドル(当初借入額150百万ドル)

金 利 } (1)と同じ
期 間 }

貸 し 手 東京銀行を幹事とする邦銀16行

これは、全般的な国際金融の緩和および同国の石油輸出の好伸(76年前年比+13.7%、77年1~8月前年同期比+16.6%)を主因とする外貨準備高の大額な増大(75年末5.9億ドル→77年末25.2億ドル)を背景に旧借入をより好条件のものに切替えることとしたもの。

なお、同中央銀行によると、上記借換えの結果、同国のDebt Service Ratio(年間元利返済額/年間経常収入)は、78年度16.4%(当初推定19.8%)、79年度14.8%(同19.1%)まで低下する見通し。

◇スリランカ、大コロンボ経済委員会発足

スリランカでは、去る1月20日、自由輸出加工区(Free Trade Zone)設置のための基本法案であるThe Greater Colombo Economic Commission Billが成立した(3月号「要録」参照)が、2月9日、ジャヤワルデネ大統領は同構想の推進母体となる大コロンボ経済委員会の委員(委員長1、副委員長2、委員2)を次のとおり任命、具体的な計画の策定がスタートすることになった。

委員長 ウパリ・ヴィジャワルデネ…同国の有力企業ウパリ・グループの会長
 副委員長 シバリ・ラトワット…輸出振興局長(前バンダラナイケ首相の弟)
 " ポウル・ペレラ…弁護士、新聞社(The Times of Ceylon Ltd.)代表
 委員 ニャーナム…同国の有力企業聖アントニー・グループの会長
 " マカン・マカール…公認会計士、宝石店(O. L. M. Macan Markar)社長

◇ガルフ沿岸3国、通貨を米ドルリンクからSDRリンクに切替え

アラブ首長国連邦、カタール、バハレーンのガルフ沿岸3国は、1月28日、米ドルにリンクした自国通貨の対外価値下落に対処するため、為替レートの小幅切上げ(0.5~2.0%)を実施すると同時に、ドルリンク制からSDRリンク制に移行した。なお、3国通貨の切上げ後の対米ドルレート(1米ドル当り)は次のとおり。

	切上げ前	切上げ後	切上げ率
	ディルハム	ディルハム	IMF方式
アラブ首長国連邦	3.898	→ 3.878	0.5%
バハレーン	0.39565	→ 0.38785	2.0
カタール	3.94945	→ 3.8785	1.8

◇豪州、部分的賃金インデクセーションを実施

豪州連邦労働調停仲裁委員会は、2月28日、昨年10~12月の消費者物価上昇率(前期比+2.3%)に対応する賃金インデクセーションとして同日以降①週給170豪ドルまでの給与所得者については1.5%、②週給170豪ドルを超える者に対しては週当たり2.6豪ドルの賃上げを認める旨裁定を下した。

今回の賃金引上げ幅は、75年4月賃金インデクセーション制度導入以来の最低となったが、この点につきムーア委員長は、①従来同様76年11月の豪ドル切下げおよび77年後半における石油価格引上げの消費者物価への影響を除外したほか、②本年2月1日より実施された個人所

得税減税を考慮したためと説明している。

◇ニュージーランド、金融緩和策を実施

ニュージーランド政府は2月15日、商業銀行の支払準備率引下げ等を内容とする一連の金融緩和策を発表、即日実施した。概要以下のとおり。

(1) 商業銀行の支払準備率の引下げ

定期預金についてのみ15.0→12.5%(これにより市中流動性は25百万NZドル増加する旨付言)

(2) 賯蓄銀行の消費者ローン貸出限度わくの拡大

総預金の2→1%(同18百万NZドル増加)

(3) ファイナンス・カンパニーの最低政府証券保有率の引下げ

総預金の15.0→12.5%(同15百万NZドル増加)

同国では、「1980年代の大恐慌以来最悪の不況」(ニュージーランド経済研究所)に対処するため、昨年10月以来農業、輸出部門への融資拡大等を内容とする不況対策、公定歩合の引下げ(77/10)等各種の景気立て入れ策を実施してきたが、その後も景況が依然低迷を続けていたため、今回「民間信用の拡大と金利低下の促進を目的として」(マルドーン首相)、金融面からの追加的景気立て入れをはかったもの。

共産圏諸国

◇ソ連、公定小売価格を一部改訂

ソ連国家価格委員会は3月1日、公定小売価格の改訂を発表、即日実施した。その概要、背景は次のとおり。

1. 価格改訂の概要

(1) 値上げ品目……金・プラチナの貴金属製品(値上げ率60%)、ガソリン(8~10→15~20コペイカ/ℓ)、乗用車の部品および修理代金(同+35%)、コーヒー豆(5→20ルーブル/kg)、コーヒーを使用した製品ならびにチョコレート製品(同+30%)。

(2) 値下げ品目……白黒テレビ(値下げ率20%)、冷蔵庫<18ℓ以下>(同15%)、メリヤス類の衣料品(同20~30%)、合成洗剤(同18%)等。

2. 背景

昨年1月に引き続き、2年連続の小売価格引上げであるが、これは輸入価格の上昇(コーヒー)、生産コストの上昇(ガソリン等)等に伴う価格補助金支出増大による国家財政面の負担軽減をねらったもの。なお、同時に電気製品、衣料品等の値下げが実施されたのは国民に与える値上げショックの緩和および滞貨一掃をもくろんだものとみられる。

◇ チェコスロバキア、78年経済計画を発表

チェコスロバキア政府は、このほど78年経済計画を発表した。これによると、生産国民所得の伸びは+5%と前年計画(同+5.2%)をわずかながら下回る低めの目標設定となっているのが特徴。

- (1) 鉱工業生産は前年比+5%と77年計画(同+5.3%)を下回る伸びを設定。部門別には、機械(同+6.4%)で比較的高い伸びを見込んでいるものの、エネルギー(同+3.9%)、食料品(同+4.3%)は低めに抑えられている。
- (2) 農業生産は前年比+3.4%と77年計画(同+8.2%)を大幅に下回る伸びを計画。これは、穀物<1,080万トン>(同+3.5%)、野菜(同+5.8%)等でますますの伸びを見込んでいるのに対し畜産が飼料面の制約から低い伸び(同+1.3%)に抑えられているため。
- (3) 投資は前年比+6.6%の伸びを計画。特に、燃料・エネルギー基地の開発に重点。
- (4) 国民生活面では、賃金は前年比+3.6%と工業労働生産性(同+4.7%)を下回る伸びに抑えているほか、小売売上高も同+3.9%と77年計画並みの伸びを見込む。
- (5) 貿易総額は前年比+7.1%、うち輸出は同+7.9%と輸入(同+6.5%)を上回る伸びを見込んでおり、特にコメコン諸国との取引拡大を企図。

チエコスロバキアの1978年経済計画

(単位・前年比増減(+)率・%)

	1976年 実績	1977年 計画	1978年 計画
生産国民所得	4.0	5.2	5
鉱工業総生産	5.5	5.3	5
農業総生産	-2.7	8.2	3.4
投資	5.2	5.8	6.6
工業労働生産性	4.5	4.9	4.7
平均賃金	2.8	n.a.	3.6
小売売上高	3.7	3.9	3.9
貿易高	11.0	5.5	7.1

◇ ユーゴスラビア、78年経済計画を発表

ユーゴスラビア政府はこのほど78年経済計画を発表した。これによると、社会的総生産は前年比+6~7%と77年(計画同+5.5%)に引き続き意欲的な目標を設定。もっとも、77年は成長政策をとった結果、輸入急増により貿易収支が大幅に悪化(77年1~9月△34億ドル<76年中△25億ドル>)をみたことにかんがみ、78年の場合には国際収支の状況をにらみつつ政策運営を行う構え。

- (1) 鉱工業生産は前年比+7~8%と77年計画(同+6.0%)を上回る伸びを見込む。特に機械、化学、エネルギー等重化学工業部門の増産を図る計画。
- (2) 農業生産は前年比+3~4%と現行5か年計画平均増加率(+4%)並みに設定。穀物(特に小麦)の増産を企図。
- (3) 固定資本投資は前年比+8%と77年に引き続き重化学工業部門を中心に高い伸びを計画。
- (4) 貿易面では輸出が前年比+6%の伸びを見込んでいるのに対し、輸入は国際収支の状況に応じて弾力的に行うとしており、目標は設定していない。なお、西欧からの主要輸入品である機械等のうち国産品と競合するものについては、国内産業保護の観点から関税率の引上げ等の措置を検討中と伝えられる。

ユーゴスラビアの主要経済指標

(単位・前年比増減(+)率・%)

	1976年 実績	1977年 計画	1978年 計画
社会的総生産	3.6	5.5	6~7
鉱工業総生産	3.4	6.0	7~8
農業総生産	4	3.0	3~4
固定資本投資	n.a.	8.5	8
雇用	3.3	n.a.	n.a.
工業労働生産性	0.2	n.a.	n.a.
小売物価	9.4	n.a.	n.a.
輸出	20	6.5	6
輸入	-5	3.6	n.a.

◇ 中国、全国人民代表大会を開催

中国では、第5期全国人民代表大会(注1)(わが国の国会に相当)第1回会議が2月26日から3月5日まで北京で開催され(前回は75年1月)、政府活動報告の承認、憲法の改正、国家機関の主要人事の決定などが行われた。

今次大会の特色としては、華国鋒総理(首相)による政府活動報告の中で述べられているように、今世紀末までに農業、工業、国防、科学・技術の「4つの近代化」を実現することを最大の任務とし、その実現に向けての経済発展10か年計画(注2)(1976~85年)をかなり具体的に明らかにすると共に、その達成のための6つの課題を示すなど経済近代化を前面に打ち出していることがあげられる。また、今次大会で決定された憲法改正(前文に「4つの近代化」を明記する等)および国家機構改革、主要人事などの面でも近代化へ向けての体制整備が大きなねらいとなっている。「国民経済発展10か年計画」の残り8か年(1978~85年)の主要目標等以下のとおり。

- (1) 農業生産…1978～85年、年率+4～5%(85年の食糧生産4億トン)(注3)。
- (2) 工業生産…1978～85年、年率+10%以上(粗鋼生産85年60百万トン)(注4)。
- (3) 基本建設投資額…1978～85年の8年間における国家の財政収入と基本建設投資額は、それぞれ過去28年間の総額に相当。
- (4) 主要プロジェクトの完成…大型鉄鋼基地(10か所)、大型非鉄金属基地(9か所)、大型石炭基地(8か所)、大型油田・ガス田(10か所)、大型発電所(30か所)、鉄道新幹線(6本)、重点港港(5か所)等の120プロジェクト

クトを新たに、または引き継ぎ建設する。

(注1) 国権の最高機関(今次憲法改正で旧法の「中国共産党の指導下にある」を削除)で、年1回開催が原則。国会議員に当たる代表は省・自治区、直轄市、人民解放軍から選出され、代表の任期は原則として1期5年。大会の権限は、法律の制定・改廃、国务院(内閣)總理その他国务院構成メンバー等の任免、国民经济計画や国家予算の承認等である。

(注2) 第4期全人代(75年1月)において周總理(当時)が提起した長期経済発展構想(20世紀末までに「4つの近代化」を達成し、国民経済を世界の前列に立たせる)を受けて75年夏に起草したものに補足と修正を加えたものであることが政府活動報告の中で明らかにされた。

(注3) 米国農務省の推定によれば77年の食糧生産は2.8億トン。

(注4) 米中貿易委員会の推定によれば75年の粗鋼生産量は26百万トン。